

お住まいの地域に太陽光発電設備ができる場合 説明会の開催を要請できます

龍ヶ崎市マスコット
キャラクターまいりゅう

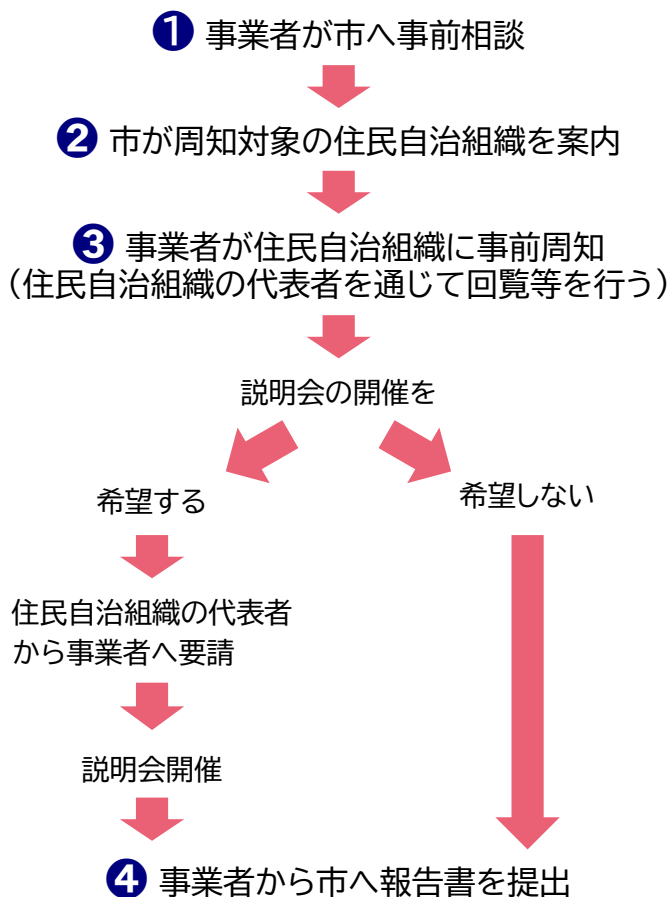


龍ヶ崎市の太陽光発電に関する条例をご存じですか？

龍ヶ崎市の豊かな自然環境、魅力ある景観及び良好な居住環境と太陽光発電事業との調和を図るため、太陽光発電設備の設置及び適正な維持管理に関し、平成28年から「龍ヶ崎市太陽光発電事業の自然環境等との調和と適正管理に関する条例」を施行しています。
条例では、発電事業者に対して、事前周知を義務付けています。



太陽光発電設備設置に係る 事前周知・説明会開催の流れ



住民説明会の開催を要請できます

- 回覧等の内容をご確認のうえ、説明会の開催を希望する場合は、お住まいの住民自治組織の代表者を通じて事業者へ説明会の開催を要請することができます。
※住民自治組織の代表者より要請があった場合は、必ず説明会が開催されます。
- その他、ご不明な点などは、回覧等に記載の事業者へお問い合わせください。
- 事業区域の隣接地域の皆さまには、回覧とは別に個別周知(訪問または郵送)を行います。詳しい説明が聞きたい場合は、事業者へお問い合わせください。

対象となる事業

- 事業区域の面積が500㎡を超える事業
 - 太陽光発電設備の設置を抑制しているエリアを事業区域とする事業
- ※ 建築物の屋根や屋上に設置する事業は除きます。

【お問い合わせ】

龍ヶ崎市 都市計画課 都市計画グループ

☎ 0297-64-1111 (内線463)